

法教育研究会「報告書」

我が国における法教育の普及・発展を目指して

- 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために -

平成16年11月4日  
法教育研究会



## 目 次

はじめに .....	1
第 1 法教育の意義 .....	2
1 法教育とは何か .....	2
2 我が国における法教育の必要性 .....	2
第 2 法教育の現状と課題 .....	4
1 諸外国における法教育の現状 .....	4
(1) アメリカの法教育 .....	4
(2) フランスの法教育 .....	7
(3) スウェーデンの法教育 .....	8
(4) フィンランドの法教育 .....	8
2 これまでの我が国における法教育の実践と課題 .....	9
(1) 学校教育における法教育の実践 .....	9
(2) 法律家による法教育の実践 .....	10
(3) 我が国の法教育の課題 .....	11
第 3 法教育が目指すもの .....	12
1 我が国において目指すべき法教育 .....	12
(1) 自由で公正な社会を支える「法」的な考え方を育てること .....	12
(2) 法教育で取り扱うべき主たる内容 .....	13
2 子どもの成長に応じた法教育 .....	14
(1) 子どもの成長や発達の過程への配慮 .....	14
(2) 小学校，中学校，高等学校における法教育の展開 .....	15
3 中学校で実施されるべき法教育の内容と教材 .....	17
(1) 四つの教材の中学校社会科公民的分野における位置付け .....	18
(2) 四つの教材のねらいと趣旨 .....	19
4 法教育の受け手である子どもの立場からの感想 .....	21
(1) ルールづくりに関する模擬授業 .....	21
(2) 私法と消費者保護に関する模擬授業 .....	22
(3) 司法に関する模擬授業 .....	22

5	法教育を普及させるための今後の課題.....	23
(1)	法教育の重要性の周知 .....	23
(2)	学校教育における法教育と関係者への期待 .....	23
(3)	学校教育における法教育と家庭，地域社会，職場との連携 .....	29
(4)	普及を更に促進していくための取組み .....	32
	おわりに .....	34
	資 料	
別添 1	裁判所による司法教育の取組み .....	35
別添 2	法務省における法教育への取組み .....	37
別添 3	弁護士会の法教育への取組み .....	38
別添 4	初等中等教育における司法書士の取組み .....	40
	法教育教材	
	「ルールづくり」に関する教材 .....	43
	「私法と消費者保護」に関する教材 .....	73
	「憲法の意義」に関する教材 .....	93
	「司法」に関する教材 .....	103
	(参 考)	
1	法教育研究会委員名簿 .....	119
2	法教育教材作成部会構成員名簿 .....	120
3	審議経過 .....	121
4	法教育研究会「論点整理(平成15年12月26日)」 .....	125

はじめに

法教育研究会（以下「研究会」という。）は、我が国の学校教育等における法及び司法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について、教育的観点をはじめ、社会的に幅広い観点から調査・研究・検討を行うことを目的に法務省において発足し、これまで16回にわたる会議を開催して検討を重ねてきた。

我が国の学校教育等においても、既に、法及び司法に関する教育（以下「法教育」という。）について、先駆的な取り組みが行われてきているところであるが、近時、こうした法教育の在り方について本格的な検討を行うとともに、より広く普及を図っていく必要性が高まってきている。

1990年代以降始まった、各種の改革を経て、国民の自由な活動の範囲が広がる一方、自由な活動から生じ得る紛争を、法によって公正に解決することが、より強く求められることとなった。また、国や地方公共団体の活動に国民が参加することが、より一層求められるようになり、平成21年5月までには国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されることとなった。

こうした社会の変革を受け、国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。

研究会では、社会の変革に対応するものとしての法教育の重要性に着目し、我が国や諸外国の法教育の現状について調査・研究した上、我が国の法教育のあるべき姿について検討を行ってきた。そして、新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためには、法教育が必要不可欠であるとの認識に至り、今後、更に法教育を普及・発展させていく一つの方向性を指し示すため、本報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめるとともに、法教育の具体的内容及びその実践方法をより明確に提示するために四つの教材を試案的に作成した次第である。

## 第1 法教育の意義

### 1 法教育とは何か

「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法(Law-Related Education Act of 1978, P.L.95-561)にいうLaw-Related Educationに由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。これは、法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。

近年、我が国においても、法教育をこのような意味で理解することが一般的になってきており、研究会においても、これを前提として、法教育に関する検討を行ってきた。

### 2 我が国における法教育の必要性

今日、このような特色を持つ法教育の重要性がますます高まってきているが、その背景には、我が国の社会の変化がある。

1990年以降、我が国は、自由で公正な社会をよりよく実現するために一連の改革に取り組んできた。その重要なねらいの一つは、行政改革や規制緩和などに示されるように、行政による過剰な事前規制を見直し、社会の内にある多様な活力を積極的に引き出していこうという点にある。しかし、規制緩和などが進められていくに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から様々な紛争が生じることが予想され、こうした紛争を法に基づいて公正に解決する必要性が生じる。また、今後、国際化がますます進展していくにつれて、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間での交渉が日常化していくことによって、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められることになる。平成13年から本格的に始まった司法制度改革は、このような法に基づく公正な紛争解決が迅速に行われるために、司法・裁判制度の改革を実現しようとするものにほかならない。

また、これと同時に、一連の改革を通じて、国や地方自治体の活動などの公共的な事柄について、国民の参加がより一層求められるようにな

ってきている。司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えられるべきものとされ、司法を支える国民的基盤を確立するために、平成21年5月までには国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されることとなった。これは、国民が法や司法を利用するだけでなく、司法を支えるために能動的に参加することが求められていることを意味する。

このような制度改革が実りあるものとなるためには、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識しなければならない。その上で、法律専門家の助力を得ながら、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。

法及び司法に関する学習機会を充実させることが必要とされるのは、まさに、このような要請に応えるためであって、それゆえ、このような教育においては、法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や裁判がどのような役割を担っているかを自ら考えることを通じて学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けておかなければならない。

他方、知識を覚えることにとどまらず、実生活で生きて働く力として、思考力、判断力、表現力などを高めることを重視する法教育の基本的な考え方は、これまで積み重ねられてきている教育改革の観点からも求められているものといつてよい。平成14年4月から実施された新学習指導要領では、「生きる力」の育成を基本的なねらいとされており、「生きる力」の一つとして、自ら学び自ら考える力を育成することが挙げられている。このような教育の流れは、「急速かつ激しい変化が進行する社会を一人一人の人間が主体的・創造的に生き抜いていくために、教育に求められているのは、子どもたちに、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（中略）などの〔生きる力〕をはぐくむことである。」とする、中央教育審議会答申（平成15年10月）にも現れている。

また、教育改革において、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日

本人の育成が目指され、その一つとして国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成が挙げられている点にも注目しなければならない。

以上のように、法教育は、司法制度改革と教育改革の流れに沿うものであり、国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手となるために欠くことのできない資質の育成を目指すものにほかならないのであって、現在、我が国において、その普及・発展を図る必要性が極めて高くなってきていると考えられる。

## 第2 法教育の現状と課題

我が国の法教育については、上述の視点から、その内容を具体化していくことになるが、その前に、諸外国における法教育の実践について見ておく必要がある。特に、法教育の概念は、アメリカのLaw-Related Educationに由来するものであり、アメリカにおいて、法教育が発展してきた背景、基礎となっている理念、実践などが、我が国の法教育にも大きな影響を与えてきたし、また、その他の諸国における、法教育の展開についても、大いに参考とすべき点があると思われる。

このような観点から、研究会においては、アメリカ、フランスの法教育についてヒアリングを行うとともに、委員をスウェーデン、フィンランドに派遣し、法教育の実践について検証を行ったが、その概要は以下のとおりである。なお、フランス、スウェーデン及びフィンランドについては、「法教育」と題して、以下の教育が行われているものではなく、法及び司法に関する教育の在り方全般について個人の見聞をヒアリングし、また、実地検証を行った結果をとりまとめたものである。

### 1 諸外国における法教育の現状

#### (1) アメリカの法教育

##### アメリカの法教育の理念

アメリカでは、1960年代後半以降、青少年の犯罪が増加し続け深刻な問題となるとともに、ウォーターゲート事件を契機として1970年代に市民の政治に対する不信が顕在化してきた。

このような社会状況を受け、法教育は、アメリカ立憲民主主義の基本概念・原理である、「権威、プライバシー、責任、正義」などの意義を市民が再認識するための方法として、また、青少年の行動を改善するための方法として提案されるに至り、法教育を全州的に推進するため、1978年には法教育法が成立した。



法教育法成立当時に考えられていた法教育の目的は、市民一人ひとりにとって必要な法的資質の育成であり、法的資質は、公私の双方において、個人が市民として効果的に役割を果たすために必要不可欠なものとされていた。そして法教育にいう「法」は、「法律」といった狭い範囲のものに限られているのではなく、「民主主義の理念」「紛争解決」など様々な意味が含まれており、また、法教育の実践に当たっては体験学習をはじめ、様々な教育方法が予定されていた。

1990年代になるとアメリカ法律家協会（American Bar Association）を中心にして、「法教育指針」が作成され、法教育がアメリカ合衆国の民主主義において、社会に参加する市民の能力と意欲を高めること、社会に対して自らが何かをなし得るのだという前提のもとで意思決定できる人間をつくることに目的があることが確認された。

アメリカの法教育の大きな特徴は、主として次の二つである。一つは、アメリカでは、いくつかの代表的な法教育のカリキュラムが存在するが、例えば、法的な価値を教えていくもの、実定法を扱うもの、紛争解決を行う技能を身に付けるためのもの、社会参加の過程に着目するものなど多岐にわたる点である。もう一つは、法的な価値や考え方を順序立てて教えていくことの重要性が深く認識され、低い学年から徐々に高い学年へ向かって、同じテーマについて、発達段階に応じて教材の質を変えながら学んでいくという長期的な視点に基づいている点である。

#### アメリカの法教育の実践

以下は、研究会においてアメリカの法教育の実践、それにかかわる活動の一例として報告されたものである。

なお、このほか、アメリカ法律家協会の取り組みや、幼稚園からのレベルに応じた模擬裁判の実践の例が紹介された。

#### (ア) Street Law Inc.の活動

Street Law Inc.は、法教育の代表的な教科書「Street Law」の作成で知られる団体である。主として、中学生レベルを対象とした、「Street Law」などの教材の作成のほか、その教え方についても実践的に取り組み、法教育を担う教員のためのカリキュラムやプログラムを実施している。他方、ジョージタウン・ローズ

クールとの提携によって、ロースクールの一種のクリニック・コースとして、「Street Law」を用いて、中学校等で法的な問題を教える、あるいは法的な観点から日常生活を考えさせることが行われている。これは、ロースクールの学生にとっては、中学生との法的な課題に関する対話が将来の法律実務家となるための勉強になる一方、中学生にとっては、単に法教育を受けられるだけでなく、ロースクールの学生を自分の将来像の一つとして、とらえることができるという副次的な効果も見られる取組みである。

また、裁判所との提携も行われており、法教育の受講が、非行少年に対する裁判所の矯正プログラム的一种として用いられることもあり、ここでもロースクールの学生が法教育を教える側として参加している場合がある。

(イ) Seattle Youth Involvement Networkの活動

いわゆるNPO/NGO団体である。市長の主導による青年会議を運営し、各地域から応募した学生（対象は14歳から19歳）が会議に参加して議論を行い、市長と会見し、会見後はその話し合いの結果を地域社会に還元する活動を行っている。

(ウ) Eastside Catholic High Schoolの活動

課外活動の一環として、JSA(Junior Statement of America)のプログラムを実施している。具体的には、アメリカ全土の単位で高校生を構成員とする議会が開かれ、連邦議会と同様、両院制で構成された会議において、年1回の法案提出、趣旨説明、議論、法案の採否などを行い、両院で法案を通過させることの難しさを体感させる活動を行っている。

(I) Shorecrest High Schoolの活動

課外活動として、裁判所との協力のもと、ティーン・コートの実践を行っている。実際の事件について裁判官、陪審員が判断を下すが、その裁判官、陪審員、裁判所職員をすべて高校生が行うというタイプのティーン・コートである。扱う事件は、万引き、交通違反等で、有罪であること自体は認めている場合が対象となっており、一種の調停手続として位置付けられている。ティーン・コートの出す判決は、原則として、「社会奉仕 時間」というもので、履行されると非行の事実が公的な記録から抹消されるという効果を伴う。

(オ) Constitutional Rights Foundationの活動

Constitutional Rights Foundation (以下「CRF」という。)もまた、法教育の代表的な教科書・カリキュラムの作成で知られる団体の一つである。Street Law Inc.などの他の団体とは競争的協力関係にあり、「Street Law」が中学レベルを主たる対象とするのに対し、CRFの教材は、高校レベルを主たる対象としている。法教育の教材の作成、そのためのプログラムの作成のほか、例えば、カリフォルニア州での、高校生による模擬裁判のトーナメントを、各郡の教育委員会との協力、裁判官、弁護士の個人レベルでの協力のもと、主催・運営している。

CRFでは、「すべての政治はローカルである」という言にあるように、教材・プログラムの策定等に当たり、その基本的な考え方として、各種の身近な問題と政府の関係について気付かせることを意図しており、それが実践できるような各種の活動・援助を行っている。

各種の法教育プログラムについては、それが非常に有用であるとしつつも、学校の教育現場は非常に繁忙であるため、正規のカリキュラムで法教育を正面から導入するのは困難であり、CRFでは、既存のカリキュラムにどのように法教育を組み込んでいくかという課題についても検討を行っている。

(2) フランスの法教育

フランスにおいては、学校での日常生活の中で市民教育として法を意識した教育が行われている。例えば、学校の規則は、単なる学校の命令や子ども同士の約束などではなく法規範としての意味を持っている。ルール of 制定、改正に当たっては、子どもたちの声が反映されるよう、クラスや学校での議決事項が子どもの学校代表を通じて市長に伝えられ、ルールは父母会の意見を聴取した上で制定され、地区を管轄する視学官事務所に提出されて承認を受けることとされている。

そして、子どもたちの声は、こうした学校のルールのみならず、県レベル、全国レベルでの子ども議会を通じて行政に反映され、1966年12月には子ども議会の提案に基づいて、民法典に、夫婦が離婚する際の規定として、「子は兄弟姉妹から離されてはならない。ただし、それが不可能なとき又は子の利益がこれと異なる解決を命ずるときはこの限りではない。必要な場合には、判事は兄弟姉妹間の人格的

な関係について定める（371-5条）。」という1箇条が追加された。

また、クラスの代表、学校の代表、学校評議会の父母代表の選出も、実際の選挙と同じシステムで行われ、市民教育の場となっている。

フランスの市民教育の出発点は個人にあるが、その個人は、社会性という性質を持った個人であり、個人の「個」とそれが創り出す「共同性」の緊張関係と相互依存関係というものを出発点にとらえてスタートしている。

内容について見ると、例えば、フランス憲法のマットーである、「自由、平等、博愛」が年齢に応じて、様々な表現により、繰り返し教えられている。

このようにフランスでは、基本的な原理、思想を子どもたちの年齢に応じて繰り返し語るということが行われている。

なお、フランスにおいても、統治機構などに関する説明はされるが、重要なのは細かな知識ではなくて基本的な考え方であり、学校教育では原理が探求されて、応用や展開はそのための手段と考えられている。

### (3) スウェーデンの法教育

スウェーデンにおいては、小学7年生（我が国の中学1年生に相当する学年）に主として法や司法の教育があり、スポーツを例にとったルール必要性、窃盗を例にとった刑事手続の流れ、法律関係者の仕事や役割の説明、ロールプレイや模擬法廷による司法手続の理解、被害者の経験といったことが教えられ、実際の裁判を見に行く法廷傍聴も盛んに行われている。法廷では単に裁判を傍聴するだけでなく、あらかじめ傍聴した事件の判決を予想させ、実際の判決との違いについて考えさせるなど、より体験的な手法が用いられている。また、小学校段階から民主主義、子どもの権利についても教えられている点が特徴的である。

このようにスウェーデンでは、民主主義が教育の基本となっており、民主主義においては、法や司法が必要な道具であるとの認識のもとに、法や司法についての教育が行われている。

なお、法律の学習に特化した高等学校も生まれつつあるが、これは法教育の一環というよりも、法律実務家になるための法学教育の前倒し的な色彩が強い。

### (4) フィンランドの法教育

フィンランドの小・中学生の社会科教育の中心は歴史であり、隣国のスウェーデンに比して、法及び司法に関する教育の比重は少ない。しかし、その中でも、子どもたちが、社会に参加する意識を持つための教育として、身近な社会問題について、教員がある程度リーダーシップをとってアイデアを出し、それを実際の政治や社会に還元していくといった試みを行っている。これは、国際比較の中で、フィンランドの子どもたちが、社会に関する知識の部分では、高いレベルを示すのに対して、社会に主体的にかかわるといふ部分では、低いレベルを示すという評価がなされたことに起因する。こうした取組みの中に、法教育的な要素が見られる。

なお、高等学校では、選択科目ではあるが、法律の授業として、契約法、家族法、相続法、消費者法、不動産法、金銭消費貸借法、労働法、刑事法など生徒たちが社会に出てすぐに遭遇する場面の法についてコンパクトにまとめた科目がある。

## 2 これまでの我が国の法教育における実践と課題

今後の我が国の法教育の在り方について議論するに当たり、研究会においては、これまで我が国において実践されてきた法教育について取り上げ、検討を行ってきた。検討の概要は次のとおりである。

学校教育における実践については、文部科学省からのヒアリングを行い、法律実務家による実践については、裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会からヒアリングを行った。

なお、法教育という概念は、新しい概念であるとともに、多義的である。以下の取組みは、法及び司法に関連する教育全般を幅広くとらえて、その内容を検討したものである。

### (1) 学校教育における法教育の実践

我が国の学校教育では、児童生徒の発達段階に即し、社会科や公民科をはじめ、関係教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、学習指導要領を踏まえ、教科書やその他の教材を用いながら、法やきまりの意義、司法の仕組みなどについて理解させ、それらを自分の生活に生かすとともに、社会の一員として法やきまりに基づいてよりよい社会の形成に主体的、積極的にかかわろうとする態度などを育成することとしている。

具体的には、小・中・高等学校の各教科等において、それぞれの特徴を生かし、次のような指導が行われている。

### 社会科及び公民科

社会生活における取決めの重要性，日本国憲法の基本的原則，法の支配，権利・義務の関係，法に基づく公正な裁判の保障があること，裁判制度の概要など，法や司法に関して幅広く学習することとしている。

### 生活科

具体的な活動や体験を通じて，きまりやマナーを守ることなどの生活上必要な習慣や技能の指導が行われている。

### 道徳

約束やきまり，法の意義を理解させ，それを守ることの大切さを指導することとしている。

### 特別活動

学級活動や児童会・生徒会活動の中で，学級や学校における生活上の諸問題の解決や学校生活の向上のために，ルールについて考えたり，話し合うなどの活動を展開し，協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることとしている。

### 家庭科

生活課題を主体的に解決し，家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる学習にかかわって法律が取り上げられている。

### 総合的な学習の時間

各学校の判断で，総合的な学習の時間のねらいに即して，例えば，法に関する課題などについての学習活動を設定することができるようになっている。

これらの指導において，意欲的な学校や教員は，例えば，裁判の傍聴や 模擬裁判の実施等の体験的・問題解決的な学習を取り入れたり，弁護士や司法書士等の法律実務家との連携協力による授業を行うなど，児童生徒の法やきまりに関する興味・関心を引き出すような実践を行っている。

## (2) 法律家による法教育の実践

### 裁判所による取組み

裁判所では，国民に対して司法制度，裁判制度，裁判所の仕組みや役割，裁判官の仕事などを理解してもらうため，資料「別添 1 裁判所による司法教育の取組み」のとおり取組みを行っている。

### 法務省による取組み

法務省では、国民に対して法や司法の在り方を理解してもらうため、また、正義が実現されていく社会を築くために、刑事司法に対する十分な理解と信頼を持ってもらうため、資料「別添2 法務省における法教育への取組み」のとおり取組みを行っている。

#### 日本弁護士連合会・弁護士会による取組み

弁護士会では、司法制度、裁判手続、弁護士など法律実務家の仕事を理解してもらうための取組みを行うとともに、立憲民主主義社会の構成員としてふさわしい自律した市民を育成することをねらいとする教育に取り組む活動を別添「資料3 弁護士会の法教育への取組み」のとおり始めている。

#### 日本司法書士会連合会・司法書士会による取組み

日本司法書士会連合会では、国民に対し、法律的な知識や紛争を予防する能力を身に付けることとともに、紛争に巻き込まれた場合であっても、法によって紛争を解決する能力を身に付けることを目的として、資料「別添4 初等中等教育における司法書士の取組み」のとおり取組みを行っている。

### (3) 我が国の法教育の課題

以上の実践の検討を踏まえ、研究会では課題として以下の点が指摘された。

#### 学校教育における実践上の課題

学校教育における実践上の課題としては、まず、「法は規制・束縛するもの、疎遠なものではなく、社会生活をよりよくするために自ら主体的につくるものという意識を、一層はぐくむようにすべきではないか。」との意見があり、法の本来の存在意義に着目させる取組みの重要性が指摘された。また、「基本的理念、法の趣旨、法やルールの形成過程について、実感をもって理解させる指導が十分行われていないのではないか。」という意見が出された。

また、実践の方法として、「話し合って結論を出すという能力を養うことが重要であるが、十分身に付いていないのではないか。」として、法教育を実施する前提として自分の意見を言い、相手の意見を聞き、話し合って結論を出す能力の育成の重要性を指摘する意見があった。

さらに、法教育を普及させ、実際の場面で効果的に実施していくための取組みとして、「学校において、児童生徒の発達段階を踏ま

えた適切な法教育を行うためのカリキュラム編成が必要ではないか。」といった意見や、実際に法教育を推進していく観点から、「学校において法教育を効果的に進めるための教材の充実や指導法などの工夫が必要である。」といった意見があった。

#### 法律実務家による実践上の課題

他方、法律実務家による法教育の実践上の課題としては、まず内容面について、「司法を身近に感じさせる観点からの取組みは行われているが、司法制度の趣旨などを理解させるための取組みが十分ではないのではないか。」といった指摘がなされるとともに、実践の方法についても、「法律実務家と教員との連携が十分ではないのではないか。」といった点が挙げられた。

### 第3 法教育が目指すもの

#### 1 我が国において目指すべき法教育

##### (1) 自由で公正な社会を支える「法」的な考え方を育てること

研究会では、こうした課題を認識した上で、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討を進めてきた。

既に、第1で述べたとおり、我が国における法教育は、国民一人ひとりが自由な活動を行っていく上で、法及び司法が果たすべき役割について理解を深め、あらかじめ紛争を予防し、また、紛争を適切に解決するために必要な、基礎的な素養を身に付けるためのものであると同時に、国民一人ひとりが自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に主体的に参加する意識を養うものでなくてはならない。

自由で公正な社会とは、様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら、共に協力して生きていくことのできる社会である。法は、本来、このような共生のための相互尊重のルールとして、国民の権利を守り、また、国民の責務を明確にすることによって、各人の自律的な活動を促進し、その生活をより豊かにするものであって、ただ単に国民を規制するだけのものではない。また、司法とは、すべての当事者を平等・対等の地位に置く公正な手続を通じて、法に基づく権利の救済を図り、ルール違反に対処することにより、法秩序の維持・形成を図るものである。

こうした法や司法の意義について学ぶことにより、法によって自ら



の権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について十分に認識を深め、自らの在り方に深くかかわる法やルールを定める過程に積極的に参加することの重要性と、法を利用して紛争を解決することの合理性などを体得することになる。それによって、国民一人ひとりが法にかかわっていくことは、自由で公正な社会を国民一人ひとりが支えていくことなのだという、立憲民主主義社会の担い手として公共的な事柄に参加する責任感と、このようにして定められた法を守らなければならないという規範意識がはぐくまれることになる。

したがって、我が国における法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである。

## (2) 法教育で取り扱うべき主たる内容

以上のようなねらいを実現するために、法教育においては、次のような領域を中心にして、学習機会の充実を図ることが望ましいと考えられる。

ア 法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということを、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる。

イ 個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。

ウ 一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権

あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる。

エ 司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる。

このような領域を中心として法を学ばせるに当たっては、自由で公正な社会の担い手として、自分自身で考え、その意見を積極的に分かりやすく述べ、また自分と異なる見解にも十分配慮して、討論や合意形成などができる能力を身に付けさせるように努めることが重要である。

また、法によって自らの権利・自由が守られているとともに、他者の権利・自由もまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせ、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させることにより、規範意識を涵養する点にも配慮することが必要である。

## 2 子どもの成長に応じた法教育

法教育のねらいからは上述の内容が導かれるが、子どもたちに対しては、どの段階でこうした内容の法教育を実践していくことが最も適切であろうか。

法教育の実践に当たっては、子どもの成長や発達の過程及び学校段階に応じた取組みが不可欠となる。研究会では、この点について示唆を得るため、発達心理学の専門家、小・中・高等学校の教諭からヒアリングを行ってきた。聴取した意見などの概要は次のとおりである。

### (1) 子どもの成長や発達の過程への配慮

子どもの心理的発達については、ジャン・ピアジェ(J.Piaget,1896-1980)やローレンス・コールバーグ(L.Kohlberg,1927-1987)などによる先駆的な業績があり、このような発達心理学の研究において、子どもの判断は、成長に従って、自分の欲求のほか、第三者的なものの見方、社会的なことへの理解、対象の客観化が深まることによって、主観的なものから、より客観的なものになっていくと指摘されている。そして、子どもの判断が主観的なものから、より客観的なものへと変わっていくには、子どもが規則(ルール)や判断の意図や動機を理解

できる力と、自分たちで規則をつくり出す経験が重要であるとされている。

また、このような発達心理学の研究によれば、小学校低学年では物事の決め方として、じゃんけんなどが公平だと思うが、小学校半ばくらいで多数決を重視するようになり、小学校高学年から中学校くらいで、多数決で決めていいことといけないことがあることが認識できるようになると考えられている。

さらに、子どもの判断基準としては、一般的に、偉い人が言うから正しい、自分にとって都合が良い、周りの人たちが良いと思うような期待に応える、社会秩序を維持するために法が必要なのだという認識、社会契約的な発想、いかなる社会においても人類普遍的な原理、根本的な倫理が存在するのだという認識、といった段階に従って発達していくと考えられており、こうした子どもの発達の状況を踏まえながら、例えば、ジレンマを含んだ事例を子どもに提供して議論させるという学習活動や社会的な参加、相手の立場に立った議論の機会などが重要であるとされている。

法教育の実践に当たっては、こうした子どもの発達にも留意していくことが必要となる。

## (2) 小学校、中学校、高等学校における法教育の展開

### 小学校における法教育

小学校における法教育は、小学生の発達段階から考えれば、「約束やきまりを守ろう」といった視点がやや強く打ち出されることになると考えられるが、単に、法やきまりを守ることだけを強調するのではなく、法やルールの必要性やありようを理解させることも重要となる。また、作業的・体験的な活動を通じて公民的資質や能力の基礎を身に付けていくことが求められ、社会科で法を学ぶという形よりも、日常生活や遊びの中からルールづくりをしていくという実践が重要になる。さらに、相手の立場に立って考え、行動するといったことや、公德心など道徳性の育成も小学校の場合には法教育の基礎として重要になる。

このような観点から、小学生における法教育は、社会科のみならず、道徳、学級活動などの特別活動などにおいても実施できる可能性がある。

そして、小学校では自分とクラス、自分と友達といった（一人称

又は二人称の)世界が中心であるが、中学校になると自分、相手、クラス、学校、地域というように多面的、多角的に見方が広がっていくため、このような視点から小・中学校での教育の連携を図る必要がある。

#### 中学校における法教育

中学校における法教育は、中学生の発達段階にかんがみれば、普遍的な原理の理解が重要となる。具体的には、憲法や法の基本原理の理解が重要であり、社会科の授業においては、個人の尊厳や法の支配などの基本原理を理解させ、法が単に国民を規制するだけのものではなく、国民の生活をより豊かにするものであること、法が、多様な人々が共生するための相互尊重のルールであること、市民社会における契約の自由と責任、権利と義務といった基本的原則、司法とは、法に基づいて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解させる必要がある。

また、普遍的な原理を理解する前提として、事実を見極める能力、適正な手続を踏むべきだという感覚、正解のある問いばかりではないという感覚を持ち、判断が立場によって規定される場合があり、しかも多様な立場が存在し得るという認識を持った上で、普遍的な価値が存在するということについて、認識を深めることが重要になる。そして、価値的に優劣がつけられない解答が幾つもある中で、一つの解答を選んだ根拠、理由などについて考えたことを表現する力を身に付けることも重要になる。

中学校における法教育は、社会科だけではなく他教科、道徳、特別活動などでも実施できる可能性があるとともに、選択教科や総合的な学習の時間を活用して、法教育を、より深く理解させることも可能である。

#### 高等学校における法教育

高等学校段階になると、より高度な理解が可能であることを前提に、法的な諸問題について考察させるとともに、確かな根拠に基づいて公正な判断を行わせることも重要になる。

公正な判断に当たっては、まず自分自身で判断を行って、それに説得的な理由付けをすることが重要であるとともに、他者の判断とその理由付けを学び、自らの判断を再構成していく必要性を認識さ

せることも重要になる。こうした理解を通じて、他者の判断を批判の対象とすることも可能であるが、他方、自己の判断には必ず責任が伴うことを理解することも重要になる。また、法的に関連がある重要な事実、争点を見極め、重視すべき基本的価値を明確化することも重要になる。さらに、一人ひとりが法をつくる主体であるという認識を持つことも必要となる。

### 3 中学校で実施されるべき法教育の内容と教材

こうした子どもたちの発達段階を踏まえ、研究会では、法教育の具体的内容及びその実施方法を、より明確に提示するために、中学3年生で実施されるべき法教育について、四つの教材を試案的に作成することとした。特に中学3年生を対象としたのは、第一に、子どもたちの発達段階を踏まえると、中学3年生程度であれば、第3の1(2)において示した法教育で取り扱うべき主たる内容について理解できると思われること、第二に、これらの内容が、これまでの中学校社会科公民的分野で指導されている内容と密接に関連していること、第三に、義務教育の最終段階において、習得されるべき法的素養を示しておくことが重要だと思われたことによるものである。

しかし、アメリカの法教育でも見られるとおり、法的な価値や考え方、国家・社会の意思形成に参加していく意識は、長期的な教育や学習によってはぐくまれるものであって、法教育は、中学校段階のみならず、より早期の段階から高等教育段階、そして生涯にわたって継続的かつ一貫した視点に基づいて行われるべきであり、中学3年生以外での必要性が小さいことを意味するものではない。報告書で示す、四つの教材を基礎として、対象年齢、世代に応じた教材の作成が有用であることはいうまでもない。

なお、今回示す教材は、中学校学習指導要領（以下「要領」という。）に基づき、法教育の趣旨を早急かつ円滑に実現できるように作成されたものである。したがって、法教育のねらいを理解し、その内容及び指導方法についての議論を深めるために、これらの教材が、少しでも多くの学校において、それぞれの実情に合わせて活用されることが望ましいと考える。しかし、今回作成した教材は、あくまで一例として示したものであって、今後、他の教科・科目との連携などを含めて、各学校において様々な実践が積み重ねられ、法律実務家等の協力を得て、多種多様な教材が開発・蓄積されることが望まれるとともに、本教材についても、

その利用状況を踏まえ、検証・改訂を行うことが必要である。また、より長期的な視点に立って、法教育のさらなる充実を図るためにも必要な学習内容を検討し、それに対応する教材を作成していくことが必要である。

(1) 四つの教材の中学校社会科公民的分野における位置付け

研究会では、中学校社会科公民的分野において、法教育を実践する際に、特に重要であると考えられる四つの領域を取り上げ、教材作成部会を置いた上で、部会内に、領域ごとに教材作成グループを組織し、授業において中学校の教員が実際に用いることのできる教材を作成した。各教材と要領との対応関係は次のとおりである。

単元名「ルールづくり」

要領の内容「(1) 現代社会と私たちの生活」の「イ 個人と社会生活」中、「社会生活における取決め」にかかわる教材

単元名「私法と消費者保護」

要領の内容「(2) 国民生活と経済」の「イ 国民生活と福祉」中、「消費者の保護」にかかわる教材

単元名「憲法の意義」

要領の内容「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」中、「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義」にかかわる教材

単元名「司法」

要領の内容「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の「イ 民主政治と政治参加」中、「法に基づく公正な裁判の保障」にかかわる教材

これら四つの教材はそれぞれ独立したものに見えるが、下の図に示のように、相互に有機的な関連を持っている。

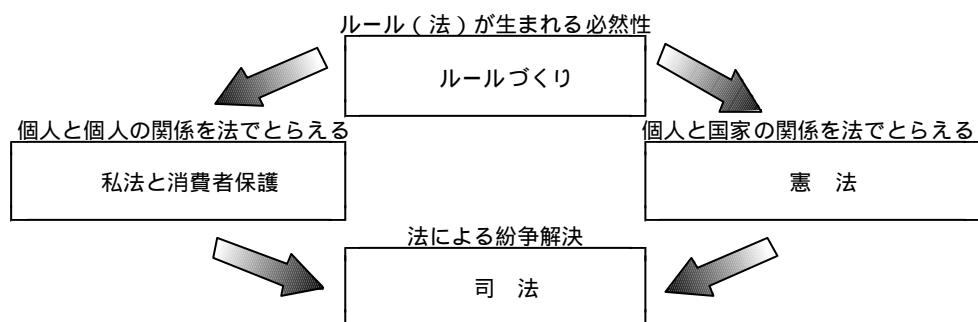


図 四つの教材の関連

この関連について説明するに当たり、まず、この四つの教材がそれぞれ公民的分野において、どのように位置付けられるかについて敷衍しておく。公民的分野の内容は、次のように構成されている。まず、要領の内容(1)で、高度経済成長以降の我が国及び国際社会の変容と現代社会の特色をとらえるとともに、個人と社会とのかかわりについて学ぶ。次に、要領の内容(2)と(3)で、現代の政治や経済を支え動かしている基本的な考え方や仕組みを学ぶ。その上で、世界平和と人類の福祉について考え、地球環境問題や資源エネルギー問題などを含め、現在及び将来において、よりよい社会を築くために解決すべき人類の課題について考えることができるように内容が構成されている。

このような内容構成の中で、四つの教材は、おおよそ次の順で学ばれることになる。まず、要領の内容(1)で、「ルールづくり」が取り上げられ、個人と社会とのかかわり方の考察を通じて、社会集団の中でルール(法)が生まれる必然性を学び、次に、要領の内容(2)で、「私法と消費者保護」が取り上げられ、経済社会における契約を仲立ちとした個人と個人の関係の考察を通じて、私的自治の原則を学び、そして、要領の内容(3)で、「憲法の意義」が取り上げられ、民主主義の重要性と民主主義社会においても守られるべき基本的人権などの価値に関する考察を通じて、憲法の意義を学び、最後に、要領の内容(3)で、「司法」が取り上げられ、現代社会で発生している様々な紛争の解決方法の考察を通じて、法に基づく裁判の意義を学ぶ。つまり、ルール(法)が生まれる必然性を学ぶことに始まり、その法を通じて個人と個人の関係、個人と国家の関係を学び、そして最後に法によって紛争を解決することの意義を学ぶという流れが考えられる。

なお、今回開発されたそれぞれの教材は、通常の指導計画では学習時期が離れたものとなるため、それぞれの教材の関連が見えにくくなるおそれがある。そこで、最初の、「ルールづくり」の授業の冒頭で、今後行われる四つの教材の関連についてガイダンスを実施し、それぞれの学習の意味付けを行ったり、あるいは四つの教材の学習が終わった後に、教員がその関連を整理して示したりすることによって、生徒に社会科で学ぶ法教育の中核を形成することができるのではないかと考える。

## (2) 四つの教材のねらいと趣旨

ルールづくり - 法やルールの基本となる考え方を学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、法が単に国民を規制するだけのものではなく、国民の生活をより豊かにするものであることを認識させること、また、ルールづくりを通じて、法が多様な人々が共生するための相互尊重のルールであり、これを守っていくことの大切さを理解させることに対応したものである。

本教材では、生徒に身近な紛争状況を設定して、この紛争状況を解決するためのルールづくりを体験的に行わせることにより、ルールを身近なものとして意識付け、自分たちで合意したルールを守るといった規範意識の涵養、状況の変化に応じてルールをつくり変えるといった、主体的なルールを作成し利用する意識を育てることを目指している。

#### 私法と消費者保護 - 契約を通じて私的自治の考え方を学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことに対応したものである。

本教材では、私法分野について日常生活における身近な問題を題材として、市民社会における契約の自由と責任、私的自治の原則といった基本的原則を理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの問題が、法と深くかかわっていることを認識させることを目指している。

#### 憲法の意義 - 憲法及び立憲主義の意義を生活に関連付けて学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養うことに対応したものである。

本教材では、民主主義と立憲主義をできる限り平易な言葉で理解させるため、民主主義を、「みんなのことはみんなで決めること」、立憲主義を、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないことを明らかにしたこと」として位置付けた。こうした概念を生徒の生活と関連付けながら、憲法の意義を深く理解させることを目指している。

#### 司法 - 裁判が果たす役割を学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、司法とは、法に基づ



いて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させることに対応したものである。

本教材では、司法の過程を模擬体験させることにより、裁判が果たす役割や民事裁判と刑事裁判の違いを理解させることを目指している。

#### 4 法教育の受け手である子どもの立場からの感想

研究会では、教材を作成するに当たり、その内容構成、水準及び分量等が適切か否かを検証するために、中学校（中央区立銀座中学校，新宿区立落合第二中学校，目黒区立第二中学校，筑波大学附属中学校，筑波大学附属駒場中・高等学校）に御協力いただき、各教材の模擬授業を実施した。その際に出された生徒の感想をいくつか紹介することで、法教育の意義についての生徒の受け止め方を示すこととする。

なお、授業によっては感想を得ていないものもあることをあらかじめお断りしておく。

##### (1) ルールづくりに関する模擬授業

ルールづくりに関する模擬授業では、生徒から次のような感想が出された。

まず、「ルールは、やっぱり必要なものだと思います。みんなで守るものだからみんなで考える。一つひとつ解決していくことが、どれだけ大切なのかルールをつくったり考えたりする難しさを学びました。」「ルールを一つ決めるのに思ったよりたくさん手間がかかったり時間がかかったりして驚きました。私たちが今まで当たり前のように感じていたルールも、つくられるまではこんな風に手間と時間をかけてつくられていくのだと思いました。」といったように、ルールづくりのために払われる努力の重要さと、その過程に主体的に参加する意義についての感想が見られ、それを踏まえて、「ルールは、つくることも大変だけど、つくった後に守ることや必要性を感じることで、目的を達成するようになるなど、とても重要性が高いものだと思います。」など、ルールづくりを通じてルールを守る意識の高まりも見られた。

そして、ルールづくりの過程については、「みんなで話し合わなければ、守るのはみんななのだから、意味のないルールになってしまうから、話し合いは絶対にしなくてははいけないと思います。」などとル

ールづくりの過程における話し合いの重要性に着目した感想が多く見られた。

また、話し合いの場においては、「人が対立していたら、しっかり話し合うのが大切！！自分の意見をしっかり言うのも大切！」「自分の意見だけという考えをせず人の意見も大切にすることが分かった。」といった自分の意見の主張、相手の意見の理解などについても思いを致らせた感想が見られた。

さらに、「ルールとは、自由の中でも無くってはならないものだと思う。自由の中でもルールがあるから自由でいられる。だからルールはとても大事だと思う。」「ルールは人と人とかかわりあって生きていくために必要なものだと思う。ある程度の境界線を引いて、お互いそのルールを守って生きていくべきだ。」「ルールには限界がある、公平にするのは難しい。」「ルールが無かったらどうなるのか他の人とも考えていきたい。」といったルールの存在意義について理解を深めることにより、その限界にまで言及する感想も見られ、この模擬授業を通じて生徒のルールに関する意識の深まりを見ることができる。

## (2) 私法と消費者保護に関する模擬授業

私法と消費者保護に関する模擬授業では、まず、契約について「自分達がいつも身近に行っている行動に、『契約』というものが、こんなにもかかわっていると知ってびっくりしました。自分の生活に生かしていけるようにしたいです。」といった契約を身近なもの意識した感想が見られた。

さらに、契約の理解については、「自分の都合だけで契約は解消することができないことを覚えておきたい。」「知ってれば得する気がする。あまり、むやみに買うとか言わない方がいいと思った。」などと、契約自由の原則と契約に伴う責任について理解し、自分たちの生活を見直そうとする感想も見られた。

また、授業の内容については、「二人一組になって、契約書をつかったり、みんなで意見を出し合って一人ひとりの考え方などをみんなに分かるように説明していくのは、とても参考になったし、楽しかった。」といった体験型の学習を通じて、生徒も興味を持って主体的に参加したことをうかがわせる感想も見られた。

## (3) 司法に関する模擬授業

司法に関する模擬授業では、紛争解決の擬似体験を通じて、「調停

と裁判。もともとちょっとは知っていた。でも、実際に紛争を解決すること（特に第三者）は難しいと思った。」「最後の解決策があやふやになってしまった気がする。実際の調停はかなり大変だろうと思った。」「解決方法は一つではなく、何通りもあることを学びました。」などといった紛争解決の難しさを体感した感想が数多く見られた。

さらに、裁判制度については、「裁判までの流れがよく分かった。裁判所に行ったときに実際に確かめてみたい。」「身近なことから司法がよく分かるようになった。裁判所に行くのが楽しみ。」などといった裁判制度や裁判所を身近に感じるようになったという感想が見られた。

## 5 法教育を普及させるための今後の課題

これまで法教育の必要性、ねらい、具体的内容などについて検討を進めてきたが、今後は、いかに法教育を広く普及できるかが大きな課題となる。

### (1) 法教育の重要性の周知

学校教育等における法教育の普及に当たっては、まず教育関係者や法律実務家をはじめ、広く法教育の重要性を理解してもらうことが必要となる。

こうした法教育の重要性の普及のためには、最高裁判所、法務省、文部科学省などの関係省庁、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会などの関係団体が、それぞれの立場で連携を図りながら積極的に取り組みを進めることが期待される。

例えば、法務省に対しては、裁判員制度の実施など司法制度改革の推進を考慮すると、国民に法教育の重要性を理解させ、広く普及させることを期待したい。

また、文部科学省に対しては、学校教育における法教育の推進の必要性を考慮すると、様々な機会に法教育の重要性を教育委員会や学校に広く周知させることを期待したい。法教育のイメージが持てるよう、教育関係者による研究協議会などで、法教育の実践の工夫をできるだけ取り上げること考えられる。

なお、法教育の普及に当たっては、各学校が児童生徒、学校、地域などの実態に即し、十分創意工夫を発揮できるよう配慮することが大切である。

### (2) 学校教育における法教育と関係者への期待

学校教育における法教育の担い手は学校の教員である。法教育を効果的に実施するためには、教員による創意工夫を生かした指導を中心とするべきであるが、法及び司法に関する思考型の教育という新たな取組みであることから、教材開発や指導方法などの実践研究を促進するとともに、法律実務家をはじめとする様々な関係者の支援を得ることが重要である。

具体的には、以下のような支援が必要となると予想される。

法実務を生かした教材や学習指導案等作成への協力

法教育の理解に有用な参考文献の提示

授業準備等において生じた法律に関する疑問に答えられるような教員向けのホームページの作成・運営

模擬授業等を通じた新たな指導方法の紹介

法と司法の教育に関する研修への専門的支援

こうした学校側の要請を受けて、法律実務家をはじめとする関係者には、次のような取組みが期待される。

法律実務家

#### (ア) 裁判所

司法が身近なものとして活用され、国民から、より一層の信頼を得るためには、司法制度、あるいは裁判制度の仕組みについて国民の理解を図るための取組みを、一層充実させることが非常に重要である。

裁判所においては、このような認識を踏まえて、これまで、各地の裁判所のホームページ等で広報した上で、学校等の要請があれば、各地方の実情に応じて、児童生徒に対する出前講義、あるいは法廷傍聴等を実施してきた。

また、現在、司法制度改革のための様々な取組みが行われているが、この取組みが実りあるものとなるためには、司法を国民の間で確実に根づかせる必要がある。とりわけ一連の改革の中でも裁判員制度は、国民の深い理解と幅広い参加を必要とするものであって、制度を円滑に実施・運営していくためには、将来の裁判員候補者である児童生徒に対する法教育を一層充実させていくことが極めて重要である。

したがって、今後とも裁判所に対しては、各地の裁判所の実情に応じつつ、現在、実施している出前講義、法廷傍聴について、

各地の裁判所のホームページによる広報活動を充実するなど、これまでの取組みを、一層推進していくことが望まれる。

また、法教育のための教材作成への協力や、その検証・改善などの取組みへの協力を行うことが期待される。

さらに、教育委員会等からの要請に基づき、教員に対する研修について、裁判官を講師として派遣するという協力も望まれる。

#### (イ) 法務省

法務省に対しては、検察官・検察庁の業務や刑事手続等を分かりやすく理解させるための検察庁における取組み及びその他の既存の取組みが、学校側の需要に応え、学校教育における法教育の普及にも資するものであることを踏まえ、引き続き積極的に行っていくことが望まれる。

また、法務省では、平成21年5月までに実施予定の裁判員制度に関する広報・啓発活動を実施していくとのことであるが、その活動の一環として、検察官を学校に講師として派遣することは、裁判員制度の啓発のみならず、研究会が目指す法教育の普及の観点からも極めて重要であり、その積極的推進が望まれる。

さらに、このような取組みの一環として、あるいはその発展的な取組みとして、教育委員会等から教員研修の支援要請があった場合、講師派遣を行うなどの対応を積極的に行うことや研究会で作成した教材を用いた授業と法律実務家としての検察官の出前教室とを連携させることによって、授業が充実することが大いに期待できるところである。例えば、刑事手続等の考え方を理解させる教材でもある司法の教材を用いた授業に検察官の出前教室を活用することによって、児童生徒の理解をより深めることは、大いに有意義と考えられる。このような観点から、法務省においては、検察官が出前教室や移動教室を実施する際、法教育の考え方を念頭に置きながら、法教育の教材を用いた授業との連携が図れるよう、研究会で検討された法教育の考え方や教材を各検察官に周知させるよう努めるなどの方策を検討するべきである。

以上のほか、教育関係者、法律実務家に広く法教育の重要性を周知するための方策として、広報活動が必要不可欠であり、法務省において短期的・長期的視点に立った様々な方策を講じることが期待される。

(ウ) 日本司法支援センター

平成16年通常国会において、一連の司法制度改革関連法案の一つとして可決成立した、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年度に日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立される予定である。支援センターは、裁判など法による紛争解決の制度の利用を、より容易にするとともに弁護士や司法書士などのサービスをより身近に受けられるようにする総合的法律支援を実施するための中核となる法人である。

支援センターは、その業務として、裁判など法による紛争解決の制度を有効に利用するための情報・資料や弁護士・司法書士などの活動に関する情報・資料の提供をすることを予定しており、教員が法教育の授業に役立てるため、あるいは児童生徒の自主的調査研究のため、法や裁判制度に関する情報・資料や、それぞれの地域における身近な法律専門家の活動内容等の情報・資料の入手先として活用することが考えられる。

支援センターでは、各地の裁判所、検察庁、弁護士会及び司法書士会等が行っている、法教育に関する各種の取組みに関する情報も一般的に提供することが想定されることから、学校においても、このような法律実務家等の取組みを活用することがより容易になると考えられる。

支援センターは、情報提供のほか、講習又は研修を実施することとされており、支援センターの理事長の業務運営上の判断によって決せられる事項ではあるが、例えば、学校の依頼に応じて、法や紛争解決制度についての講義を行うため、支援センターの常勤ないし非常勤の弁護士等を派遣することにも期待したい。

(I) 日本弁護士連合会・各弁護士会連合会・各弁護士会

日本弁護士連合会・各弁護士会連合会・各弁護士会（以下「日弁連等」という。）では、これまで法教育における先駆的な取組みを進めており、法教育推進の原動力となってきた。こうした法教育の活動実績にかんがみ、また、法教育の実践に当たり、豊富な人材を供給しうることからしても、今後も、日弁連等において、一人でも多くの学校の教員が、法教育に実際に触れることのできるよう、弁護士による学校での授業、その際に使用する教材の作

成などを，より積極的に推進することが望まれる。そして，こうした授業実践に当たっては，教員との事前の打合せ，事後の感想も聞きながら実施し，単に法教育を伝えることのみならず，教員と法律実務家の間で対話を行いながら，法教育を展開していくことが望まれる。

また，法教育の普及に当たっては，教員とともに法教育について考え，その重要性を理解してもらうことが重要であり，弁護士による教員向けのセミナーの実施も望まれる。

そして，法教育は単に大都市圏のみならず，全国で行われる必要があり，各弁護士会においては，全国各地で法教育が実施される場合に備えて，各地で受け皿となる組織の確立が望まれる。札幌，仙台，茨城，横浜，山梨，福井，名古屋，大阪，広島では，既に，こうした組織が構築されており，東京は，東京弁護士会と第一東京弁護士会で，模擬裁判の指導を中心として，既に，かなりの実績を積んでいる。また，関東弁護士連合会は，法教育委員会を設置するなど，非常に積極的な取組みが見られる。こうした組織も，今後は各地での受け皿となる組織として，学校の教員からの法教育に関するアクセス先としても活用されることが望まれる。

さらに，日本弁護士連合会には，教員が閲覧できるような法教育関連のホームページの作成や，これを介した双方向的な対話などを行う情報センター的な役割を期待したい。

このような学校や教員への理解の促進は極めて重要であるが，法教育の普及に当たり，日弁連等が，単に学校や教員とのやり取りにとどまらず教育委員会などとも接触を行うなど，様々な段階を通じた法教育普及のための取組みを行うことが望まれる。

(オ) 日本司法書士会連合会・各司法書士会

司法書士は，市民に身近な法律家として，市民と司法を結びつける役割を果たしている。司法書士には，業務を通じて知り得た現実の社会と学校現場を結ぶ役割を担うことが期待されている。

司法書士会では，これまで消費者教育を中心とした実践を重ねており，全国の8割以上の都道府県で，主として高校生を対象に，司法書士による授業を実施している。

消費者問題は，関連する法のみに着目すると，やや狭い分野と

とらえられがちであるが、消費者問題は生活全般に関係するため、消費者教育に契約の基本的な考え方、社会の中のルール、司法制度といった、法教育で必要とされる要素を取り入れることは可能であり、今後は、法教育の視点に基づき、消費者教育を中心とした私法分野に関する幅広い教育活動を全国展開していくことが望まれる。

司法書士会では、教員と司法書士が連携した教材作成の取組みが行われているが、この教材作成に当たっては、担当教科にかかわらず教員であれば誰でも授業が可能であって、全国いずれの学校であっても、生徒が理解できるものとなることが重要であり、さらに、先進的な学校では、教員が発展授業にも取り組めるような実践プランの策定が期待される。

法教育を担う教員が、その必要性を実感したときには、教員は自らの役割と外部講師の役割を整理して、より効果的な教育実践へと高める能力を持っており、主人公は生徒、授業運営の主役は教員、司法書士は名脇役あるいは名黒子役といったお互いの持つ力を活用した授業展開の研究と実践が望まれる。

そして、教員と司法書士との連携を、一層確かなものとするため、講師の側である司法書士に対する法教育の入門講座等を通じて、司法書士と教員とが対話できる場面の充実を図るよう司法書士の理解を促進することが望まれる。

司法書士は、地域において市民生活に密接にかかわる法律実務家であるという特性を生かし、学校教育を基礎として、生涯学習までを視野に入れた取組み、さらには、これらの実践活動を通じて、法教育の必要性を周知する役割を果たすことが望まれる。

#### 法学研究者

法教育の普及に当たっては、学校教育、とりわけ社会科教育における法教育の重要性や、政治分野・経済分野との関連について、より理論的な整理が必要であり、法学研究者に対しては、教育研究者と連携しつつ、法教育の理論化に関する支援を行うことが望まれる。

法学研究者による法教育への具体的な関与については、まず、出前講義などの形で、直接、児童生徒に対して法教育を実施することが考えられる。現在でも、大学によっては、高校生を対象とした法教育を補充する意味での各法分野・テーマに関するミニレクチャー



が行われており，今後は，法の基本的な考え方や各法分野のイメージについて，教員の授業と提携しながら，教員が行う法教育のいわば補助的な講義として行うことが望まれる。

さらに，教材の作成や教員に対する教育・研修に関与することも考えられる。現在でも，大学によっては，例えば，消費者教育について，一般人を対象とした契約の基礎知識や消費者法・製造物責任法などの概略の説明を行うなどしており，今後，法教育の分野についても，教員に基礎知識を補充するための同様の取組みを行うことが望まれる。法科大学院の創設により，従来の法学部の役割が，社会の隅々に法の素養を持った市民を輩出していくという面により特化していくことも考えられ，法教育は，法学部教育の基礎レベルの理解といった側面もあることから，教員に法的な考え方や各種法分野の原理原則について伝える聴講制度や通信教育，教材作成への支援といった取組みが望まれる。

こうした取組みに当たっては，個々の法学研究者ではなく，大学が窓口となる体制を構築するなど制度的な手当てが必要となると考える。

将来的には，法教育を法科大学院のクリニックの一つとして位置付けることも視野に入れて検討し得るところであるが，これは法教育自体が相当に確立することが前提となると考える。

#### 教育研究者

学校における法教育を推進する上で，教員を志望する学生等に対し，法教育にかかわる指導の充実が望まれる。現在でも，免許状の取得に当たっては，日本国憲法の履修が必修となっているが，このほか，例えば，社会科や公民科の免許状の取得に当たって，教科に関する科目として法律学を履修する中で，法教育的な内容を取り入れる工夫が考えられる。一部の教科では，教職に関する科目である各教科の指導法に関する科目等の中で，同様の工夫も考えられる。また，各大学の特色に応じて，選択科目において法教育的な内容を学生に教授することも考えられる。

さらに，法教育にかかわる教員の研修や学校の自主的な研究活動への支援を行うことも期待される。

このような取組みを促進するためにも，大学の教職課程の教官も含めて法教育の重要性が周知され，指導方法など，その充実のため

の研究が行われることが望まれる。

(3) 学校教育における法教育と家庭，地域社会，職場との連携

法教育を立憲民主主義国家における，あるべき国民を育成するための教育という認識を前提とすれば，「読み」「書き」「計算」と同様，法教育は，社会生活を行う上での必要最小限の教養を身に付けるためのものと考えられる。このような教養を身に付けることは，学校教育の一環としてなされるべきことはもちろん，人が一生の大半を過ごす家庭や地域社会，職場においても行われることが望ましい。

特に，法教育が比較的新しい概念，内容であることを考えると，既に学校の教育課程を修了した人々が法教育に触れる機会は，地域社会，家庭，職場に求められることになる。

さらに，社会人に対する法教育は，学校教育における法教育を補完するという過渡的な意味合いだけでなく，時々刻々と変容していく社会や制度に対応した，その時々新鮮な法教育を学校教育の過程で習得したものを土台にして，施していくという意味でも重要と思われる。

家庭との連携

まず，家庭において法教育，あるいは法教育の前提となるべき教育が実施されていくことが期待される。発達心理学の観点から見ても，学校教育において円滑に法教育が実施されるためには，その前提として自尊感情や他者への共感といった適切な情操教育が行われている必要がある。このような情操教育を行う場として，家庭が非常に重要であることはいうまでもない。

また，家庭は基本的な日常生活の場であり，例えば，消費者問題など，日常生活に密接な関係を持つ法的問題に子どもたちが接する場である。したがって，家庭の日常的な会話の中で，いわば生活を守る知恵として法的な話題が話されれば，子どもたちにとって法が非常に身近なものとして感じられるようになると考えられる。

このような家庭における法教育，あるいはその前提となる教育を支援する手段として，これから，家庭を持ったり，親になる人への法教育が望まれる。例えば，両親が子どもに分かりやすく法教育を伝えていくため，日常の細かな疑問を子どもの年齢に応じてQ & A形式の分かりやすいものにまとめて，伝えていくことなどが考えられる。こうした内容を伝える手段としては，母親・父親学級などでの伝達，地方自治体の広報誌の活用，スポーツ施設や公共交通機関

などでの啓発用チラシの配布などのほか、テレビなどのメディアを使うことも有効である。さらに、一般向けや子ども向けの広報用ビデオを作成することも考えられる。

その際には、「法」という言葉を前面に押し出さず、法的な考え方を身に付けていた方が生活が豊かになることを伝えることに留意する必要がある。

他方、子どもを通じて法教育を家庭内に普及することも有効である。研究会では、学校教育における法教育の在り方について、具体的に検討してきたが、小・中学校における法教育を公開授業として行い、保護者の参加を求めたり、学校における法教育の授業内容が、家庭での話題になることによって、法教育が保護者にも広がっていくことが期待できる。

#### 地域社会との連携

地域社会における身近な法的問題は、消費者問題などであり、悪質商法の被害に遭わないための知恵や生活を守る法の周知、司法サービスの充実といった地域社会の現状に根ざした取組みが、国民の法意識を高めることにつながり得る。このほかにも、例えば、育児休業に関する事など、子育てに役立つような法的な情報、あるいは子どもを事件や事故から守るための地域の取組みや情報の周知も法的意識を高める一助となると考えられる。このような情報の周知に当たっては、一般の市民が気軽にアクセスできる法律Q & Aといったホームページの開設も有効であり、この開設については、弁護士会、司法書士会、法科大学院の学生による支援が考えられる。また、地域の取組みに当たっては、地域の消費生活センターや消費者団体等との連携が重要となると考える。

他方、国民の側も情報の提供を漫然と待つのではなく、知って生かすべきものを自分から取り入れたり、積極的に意見を言うことも求められている。現在、地域社会の中でも、例えば、優良な企業への投資や商品の購入を通じて、こうした企業を応援していこうといった機運も見られ、また、裁判員制度の実施を控えて、自ら判断することの大切さが徐々に認識されるなど、法意識の高まりが見られることから、今後もこうした意識を高めていくための取組みが期待される。

国民が、自らが法を作る主体、地域社会を支える主体であるとの

意識を高めるためには、様々な方策があると考えますが、まずは街づくりなどの身近な問題に参画していくことも重要であり、住民が身近な問題に、より容易に参画できるような仕組みづくりなどについて地方自治体の協力も期待したい。

#### 職場との連携

職場における法教育は、家庭や地域社会における、いわば個人の自発的な意思によるものとは異なり、個人が属する職場における教育の一環としてなされる点で高い実効性が期待できるところに特徴がある。中でも、多くの人々が所属する企業においては、近時、「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)」が大きな関心を呼ぶ中で、社員教育の中に、単に社是・社訓等によって一体感を醸成したり、法令を遵守するための教育にとどまらず、企業人としての倫理意識の徹底を図る動きがあるが、これを一層深めて、民主主義社会の一員としての倫理意識・民主主義社会の担い手としての意識をあわせて徹底することも考えられる。企業における、このような教育は、個々の企業の自発的な取組みとしてなされるものであるが、より多くの企業がこのような教育を行うようになるためには、法律実務家の協力はもとより、法教育の必要性を誰もが認める環境形成が必要である。

#### (4) 普及を更に促進していくための取組み

以上、詳述してきたとおり、法教育の普及に当たっては、学校教育における法教育の展開を中心としながら、家庭、地域社会、職場といった社会を構成する様々な場面においても、法教育を展開していく手法を模索していく必要がある。

法教育の普及を更に促進していくためには、報告書で挙げられている各種の取組みが、今後、着実に実施されていくことが極めて重要であり、今後もその実施状況を見守り、推進していく必要がある。報告書や今回示した教材を契機に、各地で法教育の実践を更に拡大していくためには、子どもたち、教員、保護者、一般の方々からの法教育へのアクセスを拡充することも重要であり、法教育に関する情報交換の場の設定も求められる。

研究会は、法務省における検討会と位置付けられ、我が国における法教育の在り方を検討してきたが、その成果を報告書としてまとめ、公表することをもって、その任を終えることとなる。ただ、今後も、

法教育が定着するまでの間については，法教育の普及のための取組みを法務省においても継続していくことが望ましいと考える。

また，文部科学省に対しては，報告書の趣旨を踏まえ，法教育の定着に向けて，学校の教育課程や指導の充実改善のための取組みを進めることを切に望みたい。

おわりに

研究会においては、法教育の在り方について、多角的な視点から検討を進めてきたが、検討に際しては、これまで行われてきた教員及び法律実務家等による先駆的な取組みを十分に尊重し、今後、学校その他の教育機関、民間団体などによる、自発的な創意工夫を、より一層促進するものとなるよう努めてきた。報告書の取りまとめに当たっても、その姿勢が変わるところはない。

報告書は、研究会の委員から出された意見をもとに、我が国の法教育の在り方などについて一つの考え方を示したものであるが、今後の法教育の普及・発展に当たっては、報告書に示されたものだけでなく、様々な考え方や実践例が生まれ、積み重ねられていくことが望ましい。

したがって、報告書は、今後、法教育についての考え方、実践を喚起する一つの契機とするべく研究会が取りまとめたものであって、これらを参考に多様な取組みを進めていただければ幸いである。

研究会では、報告書において、我が国の法教育の在り方について一つの方向性を示すことができ、研究会としての大きな使命を果たしたと自負している。研究会の目的は、ひとえに法教育が広く国民の理解と支援を得て、我が国に定着していくことであり、報告書が、法教育についての様々な議論や実践の契機となることを祈念して、報告書を締めくくることとする。

最後に、研究会の検討に御協力いただいたゲストの方々、教材の作成に御尽力いただいた教材作成部会の方々、模擬授業に御協力いただいた中央区立銀座中学校（学校長 河野美和氏）、新宿区立落合第二中学校（学校長 平野克彦氏）、目黒区立第二中学校（学校長 山崎 勉氏）、筑波大学附属中学校（学校長 阿部生雄氏）、筑波大学附属駒場中・高等学校（学校長 向高祐邦氏）の皆様にご心より感謝申し上げます。

模擬授業に御協力いただいた各中学校の学校長については、いずれも模擬授業実施当時に御在職の方々のお名前を記させていただきました。

## 裁判所による司法教育の取組み

### 裁判官の講師派遣（出前講義）

- 内容 ・ 裁判官が学校等に出かけ，体験談を交えて講義，講演，質疑応答  
 ・ 裁判所の仕組み・役割，裁判官の仕事など，司法制度・裁判制度について分かりやすく説明
- 派遣先 ・ 小学校，中学校，高校，大学，その他

#### \* 東京地裁の例

- テーマ ・ 裁判制度及び裁判所の仕組み，民事裁判の仕組み，裁判所の仕事，司法の果たす役割と意義について等
- 対象 ・ 都内の中学生，高校生
- 内容 ・ 中学生：刑事裁判と民事裁判の違い等の基本事項の説明など裁判所や裁判官に親しんでもらう。  
 ・ 高校生：具体的な事例や経験談を通して，民事裁判全体について，また職業としての裁判官について説明する。
- 工夫例 ・ 六法や法服，事件記録の書式等実際の裁判で使用するものを持参し，生徒が見たり触れたりできるよう工夫する。  
 ・ 最近報道された著名事件に関連性を持たせて話をする。  
 ・ クイズを取り入れるなど参加型の授業にする。

### 模擬裁判・模擬調停

- 内容 ・ 模擬裁判・模擬調停で，児童，生徒等が裁判官役，弁護士役等を体験（裁判官・裁判所職員が実演する模擬裁判・模擬調停を見学してもらうこともある）
- 対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

#### \* 東京地裁の例

- 題材 ・ 刑事事件（強盗・否認）
- 対象 ・ 見学に来た都内外の小学生
- 内容 ・ 裁判所が準備したシナリオに従って，裁判官役や証人役を演じてもらう。判決は裁判官役の小学生が考える。
- 工夫例 ・ 小学生にも興味を持ちやすい内容にする。

## ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学

- 内容 ・ 法廷での裁判傍聴  
傍聴後に、担当裁判官が事件や手続について説明するケースあり
- ・ 法廷，調停室，審判廷等の見学
- 対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

### \* 東京地裁の例

- 対象 ・ 都内外の中学生，高校生の10人程度のグループ
- 内容 ・ 法廷傍聴，空き法廷を利用した説明，質疑応答
- 工夫例 ・ 傍聴に適した事件を選定する。  
・ 裁判官と身近に話ができるようにする。

### ビデオ

- ・ 「私たちの裁判所」  
配布先 全国の中学校・高校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「みんな知ってる？ - 裁判のしくみ - 」  
配布先 全国の小学校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「知っていますか？ 裁判所」  
配布先 各高裁・地裁・家裁

(いずれのビデオも要望があれば配布先以外の学校への貸し出しも行っている。)



## 法務省における法教育への取組み

### 検察庁，刑事局における取組み

#### 移動教室・出前教室・刑事裁判傍聴プログラムの実施

##### 移動教室プログラム

- 主に小中学生を対象に，検察庁において，庁舎見学や子供用広報ビデオの上映のほか，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

##### 出前教室プログラム

- 主に小中学生を対象に，検察職員が学校等の教育機関に出向くなどして，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

##### 刑事裁判傍聴プログラム

- 主に，高校生，大学生，社会人を対象に，実際の法廷における裁判傍聴を行うとともに，検察官・検察庁の業務に関する質疑応答を行うなどする。

パンフレット，広報ビデオの作成

### 保護局における取組み

#### 「中学生サポート・アクションプラン」

非行問題に関する豊富な知識，処遇経験等を有する保護司が直接中学校へ赴き，下記のような取組みを行う。

非行問題，薬物問題をテーマにした中学生に対する非行防止教室の実施

問題を抱えた生徒への指導方法等についての教師との個別協議の実施

生徒指導担当教師との合同事例研究会の実施，など

### 人権擁護局における取組み

中学生人権作文コンテストの実施

人権擁護委員や法務局の職員による「人権学習」の出前教室（人権教室）

### 秘書課における取組み

法務省見学における我が国の基本法制等の説明

## 弁護士会の法教育への取組み

### 1 日弁連による司法教育へのこれまでの取組み

日弁連は、1990年代以降、弁護士による法に関する教育について、多様な形で取り組んできた。1993年5月の定期総会において「司法に関する教育の充実を求める決議」を採択した。さらに1998年11月には、「司法改革ビジョン」においても司法教育の推進について項目を設け提言している。

消費者教育の分野については、日弁連消費者問題対策委員会内に教育部会を設け活動している。

また、日弁連として、現在、社会科見学を広く受け入れており、2001年度には41件、1159人、2002年度には83件、1395人、2003年度には119件、2638人を受け入れ、そのためのパンフレットも用意している。

### 2 弁護士・弁護士会のこれまでの取組み

弁護士・弁護士会も、これまで、中学生・高校生だけでなく広く市民を対象に、司法教育を実践してきた。内容は、消費者問題・家族問題・一般民事問題・司法制度の仕組みなど多岐にわたり、またその方法も講義形式だけでなく、模擬裁判の実演や指導、法廷傍聴など、創意工夫を凝らしている。実施する場所も学校・公民館・ホール・カルチャーセンター・弁護士会館などバラエティーに富んでいる。

現在の学校教育の公民科目では不十分な司法制度の紹介や基本的な法律知識を、このような形で補い、また成人に対しては生涯教育として市民向けの教育活動を行っている。

これらの活動は、司法の仕組みを理解してもらい、生活に必要な法律知識をわかりやすく紹介しながら、対話を大切にすることに重点がおかれており、今後も積極的に行っていく。

### 3 司法教育の基礎となる「法教育」の重要性

このような活動を通じて、今、その必要性が認識され始めているのは、「法教育」である。これは、知識としての法律を教えることではなく、自由で公正な民主主義社会で「法の支配を支える市民」としての資質を身につけるための教育のことである。法の役割や原理、法制度の成り立ちについての知識、それらを応用する技能、さらに他人を尊重し、基本的人権を守り、法に従って問題を解決する姿勢を身につけるためのものだ。

日弁連は一昨年「法教育に関するワーキンググループ」を立ち上げ、その提言を受け、昨年6月にはこれを新たな委員会組織に発展させて（市民のための法教育委員会）、日本に「法教育」を根付かせる活動に本格的に取り組むこととした。

昨年6月には、現在既に弁護士が行っている法教育の実験授業を紹介し、海外の取組みについても紹介するシンポジウムを行った。

現在、市民のための法教育委員会においては、各地の取組みの情報交換、カリキュラム・教材の検討等を行っている。

法教育は、全国で実施されるためには、教員による学校現場での実施がのぞまれ、弁護士による出前授業で、すべてをまかなうことはできないが、現在「法教育」を強く打ち出していくためには、弁護士による出前授業のさらなる推進、教材の提案などが必要

であるとの認識から、各地での取組みを促進すべく下記のような活動をしている。

教員の参加も呼びかけた夏季セミナーの実施（8月21日 東京 クレオ）

弁護士会・弁護士会連合会での活動を促進すべく、ブロック単位で連絡協議会を開催（北海道，東北，四国，中国で実施。今後，九州で実施予定）

本年11月に，アメリカ視察を予定。

教材の作成，実験授業の実施の推進

法務省法教育研究会のバックアップ

#### 4 法教育に対する各弁護士会連合会・各弁護士会の特色のある動き

日弁連では，法教育の推進のために，法教育を推進していくための組織の設置を要請し現在までのところ，札幌，仙台，茨城，横浜，山梨，福井，名古屋，大阪，広島各弁護士会において対応する組織ができている（順不同）。

つぎのような特色のある活動も始まっている。

茨城県弁護士会では，昨年度から法教育委員会を設置し，県内の学校に法教育を行うための講師の派遣を積極的に行っている。この夏には教師向け法教育セミナー，子どもロースクール，夏休み子どもコンテストに取り組んでいる。

福井弁護士会では法教育関連活動として，出張授業メニューを各高校に配布し，また，中学校において実験授業も実施している。この夏には，教員向けの懇談会，子ども向けジュニアロースクールを開催した。

札幌弁護士会では，パンフレットを作成し，出前授業を行っている。

名古屋弁護士会では，1999年以降，弁護士が学校へ出かけて出前授業を行うとともに，模擬裁判の指導や法廷傍聴など活動範囲を広げ，更に2003年以降は夏休みを利用して自前の「サマースクール」を開催し，中学生・高校生を対象に模擬裁判や法教育講座を行っている。

大阪弁護士会では，1999年以降，弁護士自身が学校に出かけ，高校生向け・中学生向け「法むる一む」などを用いた出張授業などを行うとともに，模擬裁判の指導や法廷傍聴など活動範囲を広げ，春休みや夏休みに中学生を弁護士会に集め，弁護士による法教育授業や模擬裁判を見たあとの評議，事務所訪問などを体験して貰うジュニアロースクールを実施している。

また，弁護士会連合会においても次のような動きがある。

関東弁護士会連合会では，2002年の大会で法教育をテーマにシンポジウムを開催するなど，積極的に推進してきたが，その後，法教育委員会を設置し，夏季セミナーを日弁連と共催するなど，活動をしている。

四国弁護士会連合会では，本年度の大会シンポジウムで法教育をテーマとすることとしている。また，東北弁護士会連合会では，大会シンポジウムのテーマとすることを検討している。一昨年の中部弁護士会連合会大会のシンポジウムでも「法教育」をテーマにシンポジウムが開催されている。

## 初等中等教育における司法書士の取組み

### 1 司法書士（司法書士会）による法教育・消費者教育への取組み

司法書士会は、司法の重要性を考えると、「法教育」が自己責任を求められる社会の中で正しい自己決定・自己判断をするために必要な基礎教育であり、特にリーガルマインド・人権感覚の養成は、公平・公正な国民生活を守るため最も重要であると考え、10年ほど前から積極的に司法書士による法教育実践活動を展開してきた。

近年若年者層の安易な契約に起因する消費者トラブルが増加しており、学校を出て社会に巣立つ前に、社会生活に必要な基礎的法律知識や法的考え方の習得が求められている。これは法律問題（紛争）が起こってからへの対応だけを考えるのではなく、問題が起こらないようにする予防司法の観点や、更には単に被害に遭わないということを超えて、法律と国民を結びつける接点としての役割も求められているものと考え。そのため、多くは公民、家庭科の授業の一環としてクレジットやカード契約の理解を中心にして、寸劇を取り入れるなど、わかりやすい授業を行っている。司法書士は、日常の相談業務などの経験から生きた法教育が可能であり、これに取り組むことは、社会に対して司法書士が果たさなければならない役割の一つであると考えている。

司法書士会による法教育は、昭和54年前後に全国各地で「身近な法律問題」をテーマとした法律教室を開催したのが組織的な事業活動の始まりとされている。それ以前にも個々の司法書士が公民館活動やPTA活動の中で講演会を行っていたという実績もある。その後、社会問題化したサラ金被害の拡大に伴い、全国各地の司法書士が多重債務者の事後救済活動を行う中で、消費者教育の必要性を強く認識し、司法書士会事業として予防司法の見地から市民に対する法律教室の実施が徐々に拡大してきた。こうした各地での活動を支援するために、日本司法書士会連合会は、平成11年に初等中等教育推進委員会を組織し、法教育（消費者教育）事業のさらなる充実発展に組織として取り組むようになった。

### 2 司法書士会による法教育・消費者教育の現状

平成15年度、全国50箇所の司法書士会のうち、約80パーセントにあたる39の司法書士会で法教育（消費者教育）事業が実施されるに至り、この数は年々増加している。また、各司法書士会での取組みの内容は、独自に構成されたものが多く、テーマも様々だが、主には社会に巣立つ直前の高校生を対象にした「消費者教育」を中心とした私法分野で行われている。

実施スタイルは、社会科（公民）、家庭科といった教科教育の中で行ったり、また、総合的な学習の時間やホームルームの中で行ったりと、学校側のニーズに合わせた柔軟な取組みがなされている。

個別テーマとしては、「契約」「カードの仕組み」「悪徳商法予防法」といった社

会に巣立ってから役に立つであろうと思われる社会事象に合った内容を、日々の相談業務等で得た「生きた教材」を使いながら生徒、学生たちに語りかけているのが主なものであるが、近年では、学校側のニーズも多様化し、私法分野を中心に幅の広いテーマで実施する機会が増えてきている。

### 3 今後の課題とこれからの方向性

前述したように、司法書士は日常業務の中で得た知識経験を「生きた教材」として提供しながら、教科書や黒板の中からは学べない部分を補完する形で学校側と連携しながら事業展開をしているが、今後もこの連携の中で法律実務家として、教育の現場に対して何ができるのかを研究しながら、この初等中等教育の分野における事業を展開していきたい。そして、消費者トラブルを回避することを教えるだけでなく、基本的な社会ルールとしての「法」の考え方も踏まえたうえでの消費者教育を中心とした「法教育」の実践に向けての検討を重ねたい。

司法書士会は、「生きる力となる『法教育』」の定着を目指し、教育現場、そして法教育にかかわる様々な機関、団体との連携を深めながら、生き生きとした力のある子どもたちを社会へ送り出せるようにさらに積極的な事業展開をしていきたい。

## 平成11年度から平成15年度までの派遣校数の推移

	会事業 単体会	高等学校	専門学校	短期大学	大 学	養護学校	中学校	講 演	合 計
平成11年度	23会	228校	4校	2校	-	2校	4校	-	240校
平成12年度	32会	248校	4校	4校	1校	1校	-	-	258校
平成13年度	37会	329校	1校	4校	2校	2校	1校	1校	340校
平成14年度	34会	361校	1校	2校	1校	1校	1校	-	368校
平成15年度	39会	474校							474校

高等学校への派遣校数の推移

